明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○電波法施行規則の一部を改正する省令（総務二）　一
〔告　示〕
○電波法第四条の二第七項の規定に基づき同条第一項の同法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準を定める件の一部を改正する件（総務一六）　二
○電波法施行規則第六条の二の三の規定に基づき同条に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件の一部を改正する件（同一七）　四
○電波法施行規則第六条の二の四に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件の一部を改正する件（同一八）　四
○電気通信事業法第五十二条第一項に定める技術基準に相当する技術基準を定める件の一部を改正する件（同一九）　五
〔官庁報告〕
国家試験
令和六年度秋期情報処理安全確保支援士試験合格者（経済産業省）　六
令和六年度秋期情報処理技術者試験合格者（同）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
免責、再生関係　七
特殊法人等
税理士登録抹消関係　七
地方公共団体
教育職員免許状失効、公示送達、特定空家等の除却命令関係　八
会社その他
会社決算公告　八

省令

○総務省令第二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条の二第一項及び第二項の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年一月二十一日

総務大臣　村上誠一郎

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第六条の二の三　法第四条の二第一項の総務省令で定める無線局は、特定小電力無線局のうち第六条第四項第二号⑿に規定するもの（同号⑿㈢に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。）、小電力データ通信システムの無線局（第六条第四項第四号⑴、⑶、⑷及び⑹に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。）、超広帯域無線システムの無線局（第四条の四第二項第二号⑵に掲げるものに限る。）及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局であつて、総務大臣が別に告示する条件に適合するもの（実験試験局を除く。）とする。	**第六条の二の三**　法第四条の二第一項の総務省令で定める無線局は、小電力データ通信システムの無線局（第六条第四項第四号⑴、⑶及び⑷に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。）及び五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局であつて、総務大臣が別に告示する条件に適合するもの（実験試験局を除く。）とする。
第六条の二の四　法第四条の二第二項の総務省令で定める無線局は、次に掲げる無線局であつて、総務大臣が別に告示する条件に適合するものとする。 ［一　略］ 二　小電力データ通信システムの無線局（第六条第四項第四号⑴、⑶、⑷及び⑹に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。） ［三・四　略］	**第六条の二の四**　［同上］ ［一　同上］ 二　小電力データ通信システムの無線局（第六条第四項第四号⑴、⑶及び⑹に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。） ［三・四　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。